

学習ユニット「14 音楽データ交換サイトは要注意」

指導対象

中学校

指導意図

情報社会のルールやマナーを身につけることを目的とした情報モラル教育の一環として、本単元では情報社会における情報流通の基本ルールの中で最も大切な「知的所有権」について学ぶ。

インターネットが社会一般に普及してきたことにより、光の部分と同時に、影の問題もクローズアップされつつある。とりわけ、国境のない世界規模のネットワーク上ではこれまでの法律では予想していなかった問題が発生し、ネットワークを使った著作権侵害事件が多発している。その背景には、コンピュータやインターネット上での情報の取り扱いが「デジタル」（電子的）であることから、他のメディアの著作物（既存の著作物）と比べて複製（コピー）が極めて容易、オリジナルと複製物に質的な差がなく、品質劣化も少ない等の特性があげられる。この特性は、他のメディアにはないデジタル（電子）著作物の大きな利点であり魅力でもあるが、著作権者の権利を守る上では大きな障害ともなっている。

教育機関として社会的責任を持つ学校や、これから社会に巣立っていく児童が、加害者となることのないよう、常に、インターネットを使っていく上で最低限守らなければならないことは何かを考え、情報モラル教育にしっかり取り組んでいく必要がある。

生徒にとって身近なコンピュータ上の音楽データを題材とした学習活動を通して、知的所有権を意識する（知る）ことが、本学習モジュールのねらいである。

知的所有権は、工業所有権（特許権・実用新案権・意匠権・商標権）や著作権などを含むものであるが、小学校および中学校段階では細かく分けて扱うのではなく、全体的に概観するようなどころからはじめたい。

指導目標

- 知的所有権とは何かについて知る。
- 音楽データを題材に、ネットワーク上でのファイルの取り扱いに気をつけなければならないことを理解する。

指導方法・学習展開例

教室での一斉授業形態で実施する。教師の使う教材提示用の端末1台と、プロジェクターを用意し、教師は画面を切り替えながら、呼びかけ・発問を行い、児童とのやりとりを通して、最終的に、知的所有権の存在や保護の意識を芽生えさせていく。

授業は、以下のような順序で展開する。

1. (導入・動機付け) 生徒の著作権に対する意識調査。実態の把握。

身の回りで、どのようなもの・作品に知的所有権があるか話合う。イメージを湧かせるために生徒にとって身近なテーマを題材にした発問からはじめる。発問例としては以下のようなものが考えられる。

「あなたは、一生懸命、小説を書きました。知らないうちに誰かがその小説をそっくりそのままコピーして、出版してしまいました。どう思いますか？」

「さらに、その小説が大ヒットして、コピーをした誰かさんが大もうけしたとしたら、みんなはどう思いますか？」

「自分がかんばって作ったものは、やっぱり作った本人が正当に評価されるべきだと思いませんか？不正な行為をした人が得をするのはおかしいですね。実は、私がつくった作品（情報）を勝手に使ってはいけません！と主張できる権利があって、法律で規定されています。」

「自分の頭で考えて作ったものや表現したもの、勝手に真似をされたら嫌なもの、自分だけにしか作れないもの、誉めてもらいたい作品…身の回りで例えばどのようなものがありますか？」

● 著作物の例

音楽（楽曲・歌詞）、映画・ビデオなど、写真、図面、グラフ、地図、設計図、模型、振付、絵画、彫刻、版画、書、マンガ、舞台装置、作文、レポート、新聞・雑誌の記事、小説、論文、随筆、散文、詩、短歌、俳句、講義、講演、座談会などでの発言、落語、漫才、脚本、台本、芸術的建築物、コンピュータ・プログラム（ソフトウェア）……など

2. (教材提示) 学習モジュール「14 音楽データ交換サイトは要注意」を全員で見る。

学習モジュールを見る前、あるいは、見ている最中に、次のことを補足する。

- コンピュータ上の音楽データ（フォーマット）として、従来から MIDI ファイルや WAV、AIFF といった形式がある。
- “MP3(MPEG Audio Layer 3)” という高音質で、データ圧縮率の高いファイル形式が最近の流行。
- 現在、許諾を得てない違法な MP3 ファイルが、ホームページに大量にアップロードされたり、ネットワーク上で公開・交換されている。

3. (問題提起) 学習モジュールのストーリーから、どの場面・どの行為に問題があったのかを

話しあう。

- CD-ROM からパソコンに音楽を取り込んでもいいの？
- 自分で購入した音楽データであればホームページに載せてもいいの？
- 音楽データは友達同士で交換してもいいの？

4. (解説・説明)

4 - 1. 知的所有権とは何かを知る。正しく利用するためにはどうすればよいかを知る。

難しい用語は避けて、要点をおさえた説明を心がける。知的所有権には著作権、商標権、特許権などがあり、それぞれ保護の仕方が違うが、要点としては、これらの権利を侵害すると罰せられるという点である。その際、怖さを教えるよりではなく、知らないと自分が損をすることがあるというニュアンスになるよう留意する。

解説のながれとしては、以下のような順序で、生徒たちが納得できるように筋の通った展開とする。

知的所有権とは
何のためにあるのか
正しく利用するためには

説明の中で、おさえておくべきポイントは以下。

- 知的所有権は（一般的には）「私が創造した作品を勝手に使ってはいけません！」といえる力、独占的な権利。その権利は、死後50年後まで認められる
- 「文化的な創作物を保護」することを目的に、法律(著作権法)で守られている。「文化的な創作物」とは、“文芸・学術・美術・音楽”などの様々なジャンルで人間が発明や創作活動によって創り出したものや作品のこと。創作的に作られていれば、芸術的な価値や、出来の良し悪しは、プロ・アマチュアを問わず、関係してこない。つまり、児童生徒の作文や絵などの作品も上手い下手に関係なく、すべての著作物が保護の対象となる。また、届出・登録などの手続きは必要なく、著作者が著作物を創作した時点で、自動的に権利は発生し、著作権法によって平等に保護される。
- 「利用してはいけない」ということではない。他人のものを自分のものとして無断で使うことがいけないことであって、きちんと許可を得て利用すれば問題ない。許可を得ることを「権利処理」ともいう。

4 - 2. 「音楽著作権」について知る。正しく利用するためにはどうすればよいかを知る。

解説のながれとしては、以下のような順序で、生徒たちが納得できるように筋の通った展開とする。

る。

音楽著作権とは
何のためにあるのか
正しく利用するためには

説明の中で、おさえておくべきポイントは以下。

- 音楽の著作者について
音楽の世界においては、作詞者、作曲者が各楽曲（著作物）の著作者として、また、編曲者も「二次的著作物」の著作者として、それぞれの著作物に対する権利を持つ。また、著作権法は著作者の持つ権利として、著作権の他に「著作人格権」を定め、保護している。
- 音楽著作権の管理の形態について
音楽のように、さまざま形で利用され、その権利者が、いつ、どこで、どのように自分の作品が利用されるかを把握することが難しい著作物の場合には、その著作権を組織的に、一括して管理する仕組みが必要になってくる。日本では、「社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）」という団体があり、音楽著作物の著作権を一元的に管理する唯一の団体として活動している。JASRAC の会員になることで、著作権者は自分の所有する著作権の管理を、JASRAC に委託するというシステムになっている。
- 著作隣接権とは
著作権とは別に、著作者以外が著作物に関して持つ権利として「著作隣接権」というものがある。これは、音楽著作物の場合、レコード製作者や実演家（歌手、演奏家など）といった人が所有する権利。
- ネットワーク上で音楽著作物を、著作者（作詞・作曲者）、および、著作隣接権者（レコード製作者・実演家）に無断で利用（公開・交換）した場合、現行著作権法上では主に次のような著作権侵害にあたる。

**著作権者（作詞・編曲者を含めた作詞者・作曲者）への
著作権者の複製権（21条）の侵害**

サーバーへのアップロードを目的としたPCへの著作物データの蓄積およびサーバーへの著作物データの蓄積

公衆送信権（23条）の侵害

アップロードとそれに続くネットワーク送信について著作権者が専有する公衆送信権。（サーバーへのアップロードとサイトからクライアントへのデータ送信。）

**著作隣接権者（レコード製作者・実演家・放送事業者、有線放送事業者）への
録音権及び録画権（91条）の侵害・著作隣接権者の複製権（96条）の侵害**

サーバーへのアップロードを目的としたPCへの著作物データの蓄積およびサーバーへの著作物データの蓄積
送信可能化権（92条の2、96条の2）の侵害
サーバーへのアップロード

- 営利・非営利を問わずコンピュータやネットワーク上での音楽データ（MP3などのサウンドファイル、MIDIなどの演奏データ、楽譜、歌詞のテキスト表示や着信メロディの入力方法など全て）は、著作権の管理（保護）の対象となり、各権利者から許諾を受けなければ著作物を利用できない。自分自身で購入し、個人的にCDを編集して録音するような私的利用の範囲内であれば自由に利用できるが、インターネット上へのファイルのアップロードや、自分のパソコンをインターネットに接続してファイルを公開・交換することは、私的利用の範囲を超えた行為であり、権利者に許諾を得なければ違法利用となる。
- 正しく利用するためには．．．
音楽著作権の利用許諾については、日本音楽著作権協会（JASRAC）の管理楽曲であれば日本音楽著作権協会（JASRAC）に申請して、一定の手続きを済ませれば、一括して許諾を得ることができる。しかし、利用される音源（利用したいと考えている音楽データの形式）が市販のCD-ROMや放送の場合は、著作権の許諾のほかに著作隣接権（レコード製作者・実演家・放送事業者、有線放送事業者）の利用許諾も必要となる。著作隣接権については、日本音楽著作権協会（JASRAC）のような一括集中して管理する団体がないため、使われる音源毎に個別にレコード製作会社や実演家に許諾を受ける必要が生じる。

5.（問題提起の再確認）もう一度、学習モジュールを見て、どの場面・どの行為に問題があったのかを確認する。

6.（まとめ）コンピュータ上・ネットワーク上での音楽データの取り扱いについて、どんなことに気をつけるか意見を出し合い、共通認識として意見をまとめる。

- 実は、身の回りにはたくさんの知的所有権物があるということを認識する。
- 音楽データを私的利用の範囲を超えて使う場合には、著作権などの知的所有権の問題があるから注意しよう。
- 許可を得て利用することが、正しく利用することにつながる。
- 多くの人が様々な目的を持って利用しているインターネット上で情報を受発信するときには、お互いの立場を尊重し、優しさと思いやりを持って行動することを心がけよう。

授業の発展的内容

さらに理解を深めるために、以下のような学習活動を次回以降の授業で扱っていくこともよい。

- クイズ形式で議題をあげて、クラスで討論してみる。
 - 例1． 友だちの書いた文章、絵は Web ページで紹介できる？
(答) 文章、絵の著作権を持つのは友だち本人
 - 例2． ある人からのメールを公開できる？
(答) 文章の著作権を持つのは原則としてメール発信者
 - 例3． 人のホームページから気に入った画像イメージを入手し使える？
(答) イメージ画像の著作権をもつのは画像製作者
 - 例4． 漫画のキャラクターをコピーして掲載できる？
(答) キャラクターについての権利を持つのは原作者
 - 例5． タレントの写真をスキャナーで取り込み、掲載できる？
(答) 写真の著作権者は撮影者、肖像の権利者はタレント本人
 - 例6． 好きな歌謡曲の歌詞を紹介できる？
(答) 歌詞についての権利を持つのは作詞者、使用許可申請は原則として JASRAC (日本音楽著作権協会)

- 「許可・許諾を得なくてもよいケースもある」というテーマで、話合ってみる。
 - 例1． 個人的に使うための複製 (コピー)
勉強や娯楽のために、個人的に、または、家族や親しい友人同士で使う場合は、本などのコピー、ラジオやCDからの録音、テレビ放送の録画、練習のための楽譜のコピーなどを行うことができる。ホームページの作成などのように発信をともなう活動になると個人的な利用の範囲をこえると解釈される。
 - 例2． 本などからの引用
作文やレポートを作成する際、以下の条件で本や資料からの引用が可能。引用する必要性があること、引用する部分が自分が書いたものより少ない分量であること、引用した本などの題名や著者名が表示されていること、引用した文章は「 」などを用いて自分の文章と明確に区別すること、などが必要である。
 - 例3． 点字による複製 (コピー)
小説などを点字により複製することは自由にできる。点字図書館や盲学校の図書館では、視覚障害者向けの貸し出し用として小説などを録音するこ

とが可能。

- 例4 . 著作権フリーが明記されている場合
ホームページの背景や、ボタン・アイコンなどについて、著作権フリーと明記してある素材集などは、許可を得なくとも利用できる。

リンク集

MP3 用語解説、MP3 についての総合情報サイトなど

- mp3 / アスキーデジタル用語辞典
<http://www.ascii.co.jp/ghelp/37/003757.html>
- ケータイ Watch ケータイ用語の基礎知識
<http://k-tai.impress.co.jp/column/keyword/2000/10/31/>
- what's BeatJam - MP3 とは?
<http://www.justsystem.co.jp/beatjam/whats/mp3.html>
- ネットナビ MP3 コーナー（初心者のための MP3 入門）
<http://netnavi.nikkeibp.co.jp/mp3/top.html>
- MP3.ne.jp
<http://www.mp3.ne.jp/>
- MP3TOP
<http://www04.u-page.so-net.ne.jp/bc4/t-seno-9/Toppage.htm>
- CrightMP3
<http://www.geocities.co.jp/HeartLand-Namiki/3665/>
- M P 3 とは？（けんずろう日記 / 個人サイト）
<http://www.infoamori.ne.jp/rabradio/20000320.html>
- .mp3 実験室
<http://mp3labo.virtualave.net/>
- MP3 / NEC ソフト - おもしろインターネット活用講座
http://www.ccjc-net.or.jp/_kouza/mp3/index.htm
- CD WAV MP3（個人サイト）
http://www.sumomo.sakura.ne.jp/_fly/mp3/

MP3 ファイル配信サイト（合法）

- mp3.music.co.jp
<http://mp3.music.co.jp/index.html>
- MP3.com
<http://www.mp3.com/>

- RioPort.Com
<http://www.rioport.com/>
- Discovery Music
<http://plaza22.mbn.or.jp/~dcmusic/>

著作権関係団体

- 社団法人 日本音楽著作権協会（JASRAC）
<http://www.jasrac.or.jp>
- 文化庁
<http://www.bunka.go.jp/>
- 社団法人 著作権情報センター（CRIC）
<http://www.cric.or.jp/>
- 音楽情報ネットワーク協議会（MINC）
<http://www.minc.gr.jp/>
- ネットワーク音楽著作権普及・啓発プロジェクト
<http://www.music-copyright.gr.jp/>
- 社団法人 コンピュータソフトウェア著作権協会（ACCS）
<http://www.accsjp.or.jp/>
- 社団法人 コンピュータエンターテインメントソフトウェア協会（CESA）
<http://www.cesa.or.jp/>
- ビジネス ソフトウェア アライアンス（BSA）
<http://www.bsa.or.jp/>
- 社団法人 日本パーソナルコンピュータソフトウェア協会（JPSA）
<http://www.jpasa.or.jp/>
- 財団法人 ソフトウェア情報センター（SOFTIC）
<http://www.softic.or.jp/>
- 著作権法学会
<http://www2.odn.ne.jp/aaf77690/>
- 社団法人 日本レコード協会（RIAJ）
<http://riaj.japan-music.or.jp/>
- 電子ネットワーク協議会
<http://www.enc.or.jp/>
- 著作権 Q&A / JAPET
<http://www.japet.or.jp/ideaqa/index.html>